

2024年度

大分市市民活動等保険

大分市市民活動等保険制度は、市民の皆様が市の行事等への参加中または地域・社会への社会奉仕活動中に事故にあわれた場合、保険金が給付される制度で、市民参加のまちづくり運動を支援するものです。(保険料は市が負担)

○保険の対象者・対象範囲

次の①の活動を運営、もしくは参加される方、または②の活動を行う方を対象とします。

① 市民活動

市が主催または共催する行事、催物、運動に関する日帰りの活動のうち、活動者に対する報酬(交通費などの実費支給は除く。)を伴わない次に掲げる活動をいいます。

- (ア) スポーツ活動
- (イ) 社会教育および文化活動
- (ウ) 社会福祉活動
- (エ) 啓発およびイベント活動
- (オ) (ア)～(エ)に類する活動

※校区・自治会が行うスポーツ大会などは対象になりません。

② 社会奉仕活動

市民により構成される団体等が、自ら利益を目的とせず、無報酬で労力を提供する活動のうち、次に掲げる日帰りの活動をいいます。

- (ア) 道路、河川、公園、学校、社会福祉施設、その他公共施設または公共的施設的环境整備活動
- (イ) 防火、防災、防犯、交通安全、公衆衛生および、青少年愛護のための活動
- (ウ) 高齢者、障がい者、その他の社会的弱者に対する看護、擁護、更生等の活動
- (エ) 市の事業に協力する活動
- (オ) (ア)～(エ)に類する活動

◎ 保険適用を受けるには、事前に登録が必要です。

◎ 事故発生時に事故の発生状況等について本人以外の第三者による証明ができる場合のみ保険適用の対象となります。

○補償内容

傷 害 保 険		
保険金の種類	傷害の内容	保険金額
死亡保険金	傷害事故を直接の原因として当該事故の日を含めて180日以内に死亡した時	500万円
後遺障害保険金	傷害事故を直接の原因として当該事故の日を含めて180日以内に後遺障害が生じた時	15万円～500万円
入院保険金 通院保険金	傷害事故を直接の原因として入院または通院をして医師による治療を受けた時 (当該事故の日を含めて、180日以内に限ります。ただし、通院日数は180日以内の間で90日が限度となります。)	1日につき 入院 3,000円 通院 1,500円

賠償責任保険 ※免責金額(自己負担):5,000円

保険金の種類	傷害の内容	保険金額
身体賠償	他人の身体に傷害を与えたとき	1事故につき 1億5,000万円
財物賠償	他人の財物に損害を与えたとき	1事故につき 1億5,000万円
保管物賠償	他人からの預かり品や管理物に損害を与えたとき	1事故につき 300万円

○補償期間

2024年4月1日午後4時から2025年4月1日午後4時まで

○登録申込手続き

次のところまでご連絡ください。

団体名等	担当課	連絡先(電話)
自治会(子ども会・老人会・婦人会を含む)等で社会奉仕活動に該当する活動を行っている団体	大分市役所 市民部市民協働推進課	(直通) 097-537-7251
社会福祉協議会に登録しているボランティアグループ等	大分市社会福祉協議会 大分市ボランティアセンター (J:COM ホルトホール大分 4F)	097-547-7419

○事故発生時の手続き

万一事故がおきた場合、下記担当課へ電話でご連絡ください。

※事故発生から30日以内にご連絡がない場合、保険金が支払われないことがあります。

その後、所定の事故報告書を提出していただき、本保険制度の要件を満たしている場合、保険が適用されます。なお、賠償責任保険の場合は、賠償内容により報告書とは別に下記の資料が必要となります。

- (1)見積書(身体の場合は診断書等)
 (2)写 真 ①財物等の場合は破損個所の写真を数枚
 ②自動車等の場合は、上記①とナンバープレートが写った写真

担当課等連絡先

保険の登録申込先	連絡先(電話)
市民協働推進課	平日(※) 097-537-7251(直通)
登録申込担当課 (市民協働推進課以外)	保険の登録申込担当課へ直接ご連絡ください

※土曜・日曜・祝日・年末年始で市役所が閉庁日の場合は対応ができません。
 平日にお問い合わせください。

○保険対象となる事故事例

◎ 傷 害 事 故

活動中に本人がケガをした場合

《例》

- ① 清掃活動中に転んでケガをした。
- ② ボランティア活動に向かう途中、交通事故にあった。

◎ 賠 償 事 故

活動中に他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったりした場合

《例》

- ① 草刈機で石をはねてしまい、走行している車を傷つけた。
- ② 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。

※行事会場・活動場所と自宅との往復途上の事故も対象とします。
 ただし、通常の往復路であること。

○保険対象とならない場合

◎ 傷 害 事 故

- ① 活動中の故意によるもの
- ② 地震、噴火、洪水、津波等の天災によるもの
- ③ 法令・条例の規定による災害補償が適用されるもの
- ④ 活動者の無資格運転や飲酒運転によるもの
- ⑤ 脳疾患、疾病又は心神喪失によるもの

◎ 賠 償 事 故

① 活動者の故意によるもの

- 《例》駐車している車や建物の周りで注意を払わずに草刈機を使用し、飛び石でガラスを破損したなど。
- ② 地震、噴火、洪水、津波等の天災によるもの
 - ③ 自動車(原動機付自転車を含む)による事故(※)

※自動車(原動機付自転車を含む)による事故は活動者自身のケガのみが対象となります。
 対人・対物事故等の賠償責任については対象となりません。(自動車保険が適用されるため)